

令和6年3月26日
出入国在留管理庁

令和5年における難民認定者数等について

・難民認定申請者数は13,823人で、前年に比べ10,051人(約266%)増加。また、難民の認定をしない処分に対する審査請求数は5,247人で、前年に比べ786人(約18%)増加。

・補完的保護対象者認定申請者数は678人。また、補完的保護対象者の認定をしない処分に対する審査請求数は0人。(注1)

・難民認定手続、補完的保護対象者認定手続及び審査請求(以下「難民認定等手続」という。)の結果、我が国での在留を認めた外国人は1,310人。その内訳は、難民と認定した外国人が303人、難民とは認定しなかったものの補完的保護対象者と認定した外国人が2人(注2)、難民及び補完的保護対象者のいずれにも認定しなかったものの人道的な配慮を理由に在留を認めた外国人が1,005人。

1 難民認定申請(一次審査(入管法第61条の2第1項によるもの))

(1) 難民認定申請者数

難民認定申請を行った外国人(以下「難民認定申請者」という。)は13,823人であり、前年に比べて10,051人(約266%)増加しました。

このうち、約12%に当たる1,661人が、過去に難民認定申請を行ったことがある者となっています。

難民認定申請者の国籍は87か国にわたり、主な国籍は、スリランカ、トルコ、パキスタン、インド、カンボジアとなっています。

(2) 処理の状況

難民認定申請の処理数は8,184人であり、前年に比べて947人(約13%)増加しました。

その内訳は、難民と認定した者289人、難民と認定しなかった者5,045人(このうち、難民とは認定しなかったものの補完的保護対象者と認定した者2人(注2))、申請を取り下げた者等2,850人となっています。

2 補完的保護対象者認定申請(一次審査(入管法第61条の2第2項によるもの(注1)))

(1) 補完的保護対象者認定申請者数

補完的保護対象者認定申請を行った外国人(以下「補完的保護対象者認定申請者」という。)は678人でした。

補完的保護対象者認定申請者の国籍は、6か国にわたり、主な国籍はウクライナとなっています。

(2) 処理の状況

補完的保護対象者認定申請の処理数は0人でした。

3 審査請求(注3)

(1) 難民の認定をしない処分に対する審査請求数

難民の認定をしない処分に不服があるとして審査請求を行った外国人は5,247人であり、前年に比べて786人(約18%)増加しました。

その国籍は52か国にわたり、主な国籍は、ミャンマー、トルコ、バングラデシュ、カンボジア、スリランカとなっています。

(2) 補完的保護対象者の認定をしない処分に対する審査請求数

補完的保護対象者の認定をしない処分に不服があるとして審査請求を行った外国人は0人でした。

(3) 処理の状況

難民の認定をしない処分に対する審査請求の処理数は3,459人であり、前年に比べて1,773人(約34%)減少しました。

その内訳は、審査請求に「理由あり」とされた者14人、「理由なし」とされた者2,582人、審査請求を取り下げた者等863人となっています。

4 難民認定者数、補完的保護対象者認定者数及び人道配慮による在留許可者数

難民認定等手続の結果、我が国での在留を認めた者は1,310人となっています。そのうち、難民と認定した者は303人(一次審査での認定者289人と審査請求で「理由あり」とされた者14人の合計)、難民とは認定しなかったものの補完的保護対象者と認定した者は2人(注2)、難民及び補完的保護対象者のいずれにも認定しなかったものの人道的な配慮を理由に在留を認めた者は1,005人(一次審査978人と審査請求27人の合計)となっています。

(注1) 令和5年6月に成立した出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律(令和5年法律第56号)の一部施行により、補完的保護対象者の認定制度は、令和5年12月1日から開始されています。

(注2) 補完的保護対象者の認定制度が開始された令和5年12月1日以降、難民認定申請がされた場合には、難民該当性のみならず、補完的保護対象者該当性についても判断されます。また、補完的保護対象者の認定制度が開始された令和5年12月1日より前に難民認定申請がされた場合であっても、当該申請の処理が令和5年12月1日以降にされる場合には、同様に、難民該当性のみならず、補完的保護対象者該当性についても判断されます。

(注3) 審査請求には異議申立てを含みます。

令和5年における難民認定者数等について

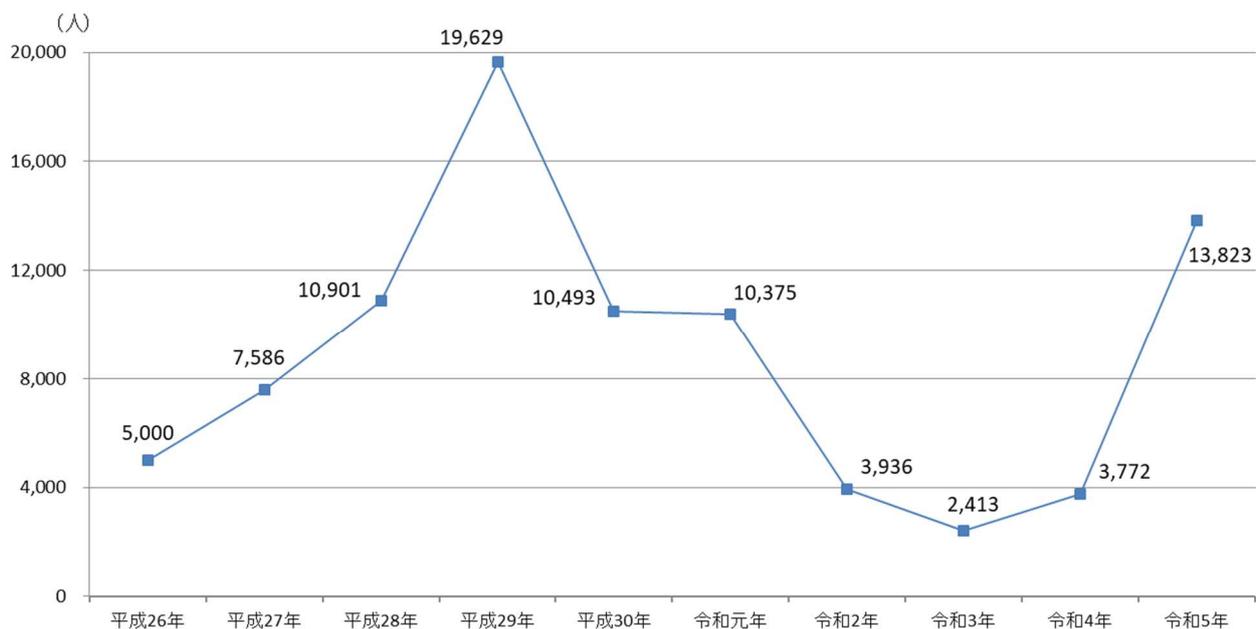
1 難民認定申請者数及び補完的保護対象者認定申請者数

(1) 難民認定申請者数

ア 難民認定申請を行った外国人（以下「難民認定申請者」という。）は、令和4年（3,772人）から増加し、13,823人でした。

表1及び図1：難民認定申請者数の推移

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
申請数	5,000	7,586	10,901	19,629	10,493	10,375	3,936	2,413	3,772	13,823



イ 難民認定申請者の国籍は87か国にわたり、主な国籍は、スリランカ、トルコ、パキスタン、インド、カンボジアとなっています。これら上位5か国からの申請者数は、申請者総数の約66%を占めており、申請者の多くが特定の国籍に集中しています。

なお、令和5年6月に国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が公表した「グローバルトレンドズ2022」において世界で難民認定申請者を多く出しているとされる上位5か国からの申請者数は271人（内訳：ベネズエラ2人、キューバ1人、アフガニスタン259人、ニカラグア0人、ウクライナ9人）となっています。

表 2 : 国籍別難民認定申請者数の推移

(人)

令和3年		令和4年		令和5年		前年比 増減率	申請数全体に 占める割合
① ミャンマー	612	① カンボジア	578	① スリランカ	3,778	652.6%	27.3%
② トルコ	510	② スリランカ	502	② トルコ	2,406	440.7%	17.4%
③ カンボジア	438	③ トルコ	445	③ パキスタン	1,062	346.2%	7.7%
④ スリランカ	156	④ ミャンマー	298	④ インド	934	443.0%	6.8%
⑤ パキスタン	89	⑤ パキスタン	238	⑤ カンボジア	888	53.6%	6.4%
⑥ バングラデシュ	80	⑥ バングラデシュ	230	⑥ ネパール	697	436.2%	5.0%
⑦ ネパール	69	⑦ ウズベキスタン	210	⑦ バングラデシュ	538	133.9%	3.9%
⑧ インド	61	⑧ アフガニスタン	182	⑧ ウズベキスタン	473	125.2%	3.4%
⑨ ナイジェリア	57	⑨ インド	172	⑨ ミャンマー	324	8.7%	2.3%
⑩ カメルーン	31	⑩ ネパール	130	⑩ アフガニスタン	259	42.3%	1.9%
⑪ イラン	30	⑪ カメルーン	84	⑪ ナイジェリア	193	244.6%	1.4%
⑫ 中国	28	⑫ イラン	79	⑫ タイ	184	2966.7%	1.3%
⑫ フィリピン	28	⑬ セネガル	74	⑬ コンゴ民主共和国	178	535.7%	1.3%
⑭ ガーナ	22	⑭ ウガンダ	61	⑭ カメルーン	175	108.3%	1.3%
⑮ コンゴ民主共和国	20	⑮ ナイジェリア	56	⑮ セネガル	135	82.4%	1.0%
⑯ ウズベキスタン	18	⑯ 中国	45	⑯ カザフスタン	134	6600.0%	1.0%
⑰ ウガンダ	17	⑰ ギニア	34	⑰ チュニジア	126	306.5%	0.9%
⑱ セネガル	15	⑱ ガーナ	31	⑱ ギニア	118	247.1%	0.9%
⑲ ギニア	13	⑲ チュニジア	31	⑲ ウガンダ	102	67.2%	0.7%
⑳ アフガニスタン	12	⑳ シリア	30	⑳ ガーナ	98	216.1%	0.7%
㉑ チュニジア	11	㉑ フィリピン	29	㉑ 中国	90	100.0%	0.7%
㉒ エチオピア	10	㉒ コンゴ民主共和国	28	㉒ フィリピン	86	196.6%	0.6%
㉓ ガンビア	9	㉓ ロシア	21	㉓ イラン	80	1.3%	0.6%
㉔ エジプト	8	㉔ エチオピア	17	㉔ イエメン	73	1116.7%	0.5%
㉔ スーダン	8	㉕ ブルキナファソ	11	㉕ タンザニア	60	500.0%	0.4%
— その他	61	— その他	156	— その他	632	—	4.6%
総数	2,413	総数	3,772	総数	13,823	266.5%	100.0%

(注)表の割合(%)は表示桁数未満を四捨五入しているため、その合計は必ずしも総数とは一致しません(本表以降の図表についても同様)。

ウ 難民認定申請者の申請時における在留状況は、正規滞在者が12,983人(申請者総数の約94%)、不法滞在者が840人(同約6%)であり、正規滞在者が多くを占めています。

(ア) 正規滞在者の在留資格は、観光等を目的として入国した「短期滞在」が10,738人、「技能実習」が512人、自ら出国する意思を表明し、その準備のための期間として在留の許可を受けた後に難民認定申請を行った「特定活動(出国準備期間)」が426人、難民認定申請を理由に在留する「特定活動(難民認定申請者用)」が374人、「留学」が111人などとなっています。正規滞在者の申請は、前年に比べて約323%増加しており、特に、「短期滞在」からの申請者は、前年に比べて7倍を超える人数となっています。

(イ) 不法滞在者からの申請は、前年に比べて約19%増加しており、主な国籍はトルコが162人で不法滞在者の約19%を占め、次いでウズベキスタン112人(約13%)、スリランカ100人(約12%)、カンボジア88人(約10%)、イラン56人(約7%)の順となっています。

表3：在留資格別難民認定申請者数の推移

(人)

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	対前年 増減率	申請数全体に 占める割合
正規滞在		10,073	3,721	1,870	3,069	12,983	323.0%	93.9%
在留 資格	短期滞在	6,919	1,748	181	1,516	10,738	608.3%	77.7%
	技能実習	634	645	623	466	512	9.9%	3.7%
	特定活動 (出国準備期間)	1,097	320	81	105	426	305.7%	3.1%
	特定活動 (難民認定申請者用)	197	241	582	296	374	26.4%	2.7%
	留学	824	470	65	47	111	136.2%	0.8%
	その他(注)	402	297	338	639	822	28.6%	5.9%
不法滞在		302	215	543	703	840	19.5%	6.1%
総数		10,375	3,936	2,413	3,772	13,823	266.5%	100.0%

(注) 特例上陸許可等を含みます。

エ 難民認定申請者のうち、約12%に当たる1,661人が、過去に難民認定申請を行ったことがある申請者（以下「複数回申請者」という。）であり、複数回申請者の主な国籍は、トルコ402人（約24%）、カンボジア332人（約20%）、スリランカ309人（約19%）、バングラデシュ95人（約6%）、パキスタン92人（約6%）などとなっています。

また、申請回数別では、2回目の申請者が1,313人（約79%）、3回目の申請者が250人（約15%）、4回目の申請者が82人（約5%）、5回目の申請者が10人、6回目の申請者が6人となっています。申請回数が最多の複数回申請者は6回目の申請となっています。

さらに、複数回申請者のうち、申請時に不法滞在者であった者が約35%（581人）となっています。

表4：複数回申請者数の推移

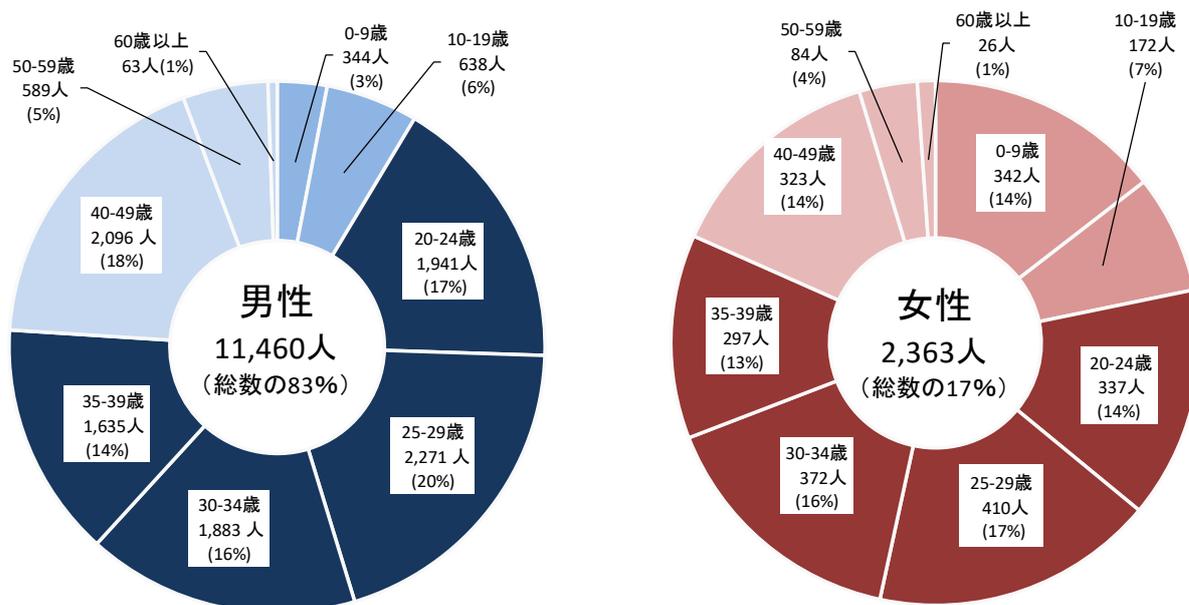
(人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
申請数	749	461	415	1,248	1,202	1,661	1,313	250	82	10	6

オ 難民認定申請者の男女の内訳は、男性11,460人（申請者総数の約83%）、女性2,363人（同約17%）となっており、男性の比率が高くなっています。

また、男女別の年齢の構成比は、男性及び女性ともに20代、30代が多く、20歳から39歳までの年齢の申請者が占める割合は、男性で約67%、女性で約60%となっています。他方、0歳から19歳までの年齢の申請者は、男性で約9%、女性で約22%となっています。

図2：男女別・年齢別の難民認定申請者数の内訳



カ 難民認定申請を受け付けたときは、申請書の記載内容等により申請案件の振分けを行い、振分け結果に応じて迅速処理の対象とするとともに、在留を認めない措置や就労を認めない措置を執っています。

難民認定申請案件の振分け状況は、A案件（難民である可能性が高いと思われる案件若しくは補完的保護対象者である可能性が高いと思われる案件又は本国情勢等により人道上の配慮を要する可能性が高いと思われる案件）が753人、B案件（難民条約上の迫害に明らかに該当しない事情を主張している案件）が111人、C案件（再申請である場合に、正当な理由なく前回と同様の主張を繰り返している案件）が1,507人、D案件（上記以外の案件）が11,452人となっています。

（注）申請書の記載内容等によって、申請案件の振分けを行っているため、インタビュー等の調査の結果、当初振り分けられた分類と別の分類に振り分けられる場合があります。

表5：地方出入国在留管理官署における申請時の振分け状況の推移

振分け区分	令和3年		令和4年		令和5年	
	振分け数(人)	総数に占める割合	振分け数(人)	総数に占める割合	振分け数(人)	総数に占める割合
A案件	39	1.6%	281	7.4%	753	5.4%
B案件	33	1.4%	38	1.0%	111	0.8%
C案件	1,196	49.6%	1,131	30.0%	1,507	10.9%
D案件	1,145	47.5%	2,322	61.6%	11,452	82.8%
総数	2,413	100.0%	3,772	100.0%	13,823	100.0%

(2) 補完的保護対象者認定申請者数

ア 補完的保護対象者認定申請を行った外国人（以下「補完的保護対象者認定申請者」という。）は、678人でした。

イ 補完的保護対象者認定申請者の国籍は6か国にわたり、ウクライナ669人、ロシア5人、ウズベキスタン・英国・シリア・スリランカが各1人となっています。

ウ 補完的保護対象者認定申請者の申請時における在留状況は、正規滞在者が677人、不法滞在者が1人でした。

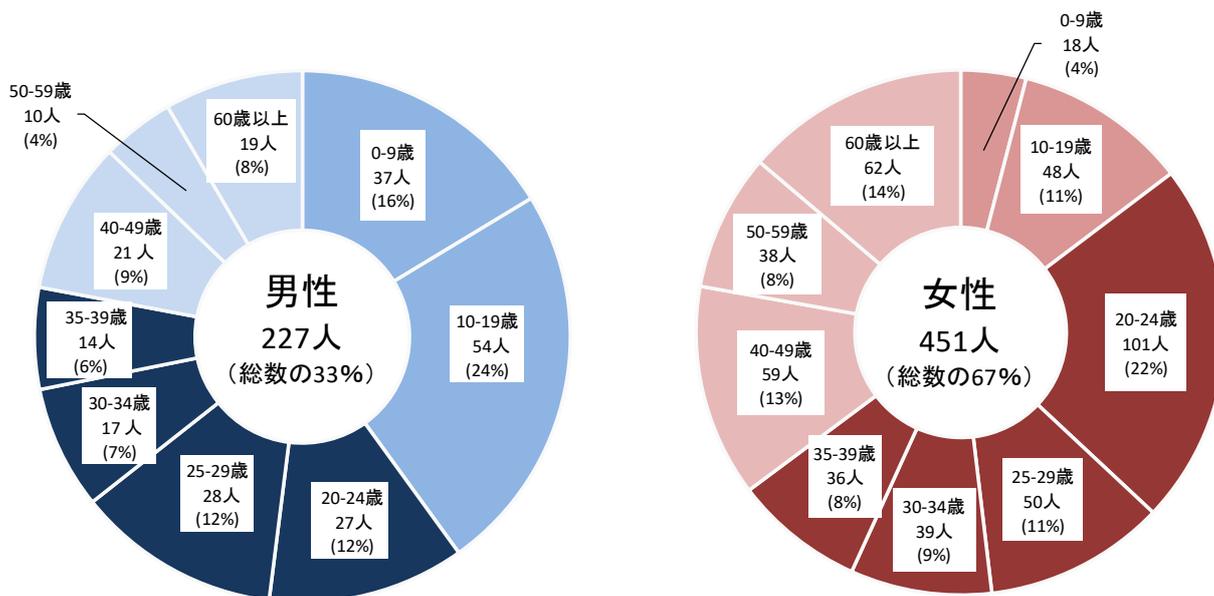
なお、正規滞在者の在留資格は、紛争からの避難を目的として入国した「特定活動」が638人などとなっています。

エ 補完的保護対象者認定申請者678人のうち、677人が初回の申請（過去に難民認定申請をしたことがない）となっています。

オ 補完的保護対象者認定申請者の男女の内訳は、男性227人（申請者総数の約33%）、女性451人（同約67%）となっており、女性の比率が高くなっています。

また、男女別の年齢の構成比は、男性は10代及び20代、女性は20代及び30代が多く、20歳から39歳までの年齢の申請者が占める割合は、男性で約38%、女性で約50%となっています。他方、0歳から19歳までの年齢の申請者は、男性で約40%、女性で約15%となっています。

図3：男女別・年齢別の補完的保護対象者認定申請者数の内訳



カ 補完的保護対象者認定申請を受け付けたときは、申請書の記載内容等により申請案件の振分けを行い、振分け結果に応じて迅速処理の対象とするとともに、在留を認めない措置や就労を認めない措置を執っています。

補完的保護対象者認定申請案件の振分け状況は、A案件（難民である可能性が高いと思われる案件若しくは補完的保護対象者である可能性が高いと思われる案件又は本国情勢等により人道上の配慮を要する可能性が高いと思われる案件）が675人、B案件（難民条約上の迫害に明らかに該当しない事情を主張している案件）が0人、C案件（再申請である場合に、正当な理由なく前回と同様の主張を繰り返している案件）が1人、D案件（上記以外の案件）が2人となっています。

(注) 申請書の記載内容等によって、申請案件の振分けを行っているため、インタビュー等の調査の結果、当初振り分けられた分類と別の分類に振り分けられる場合があります。

2 審査請求数

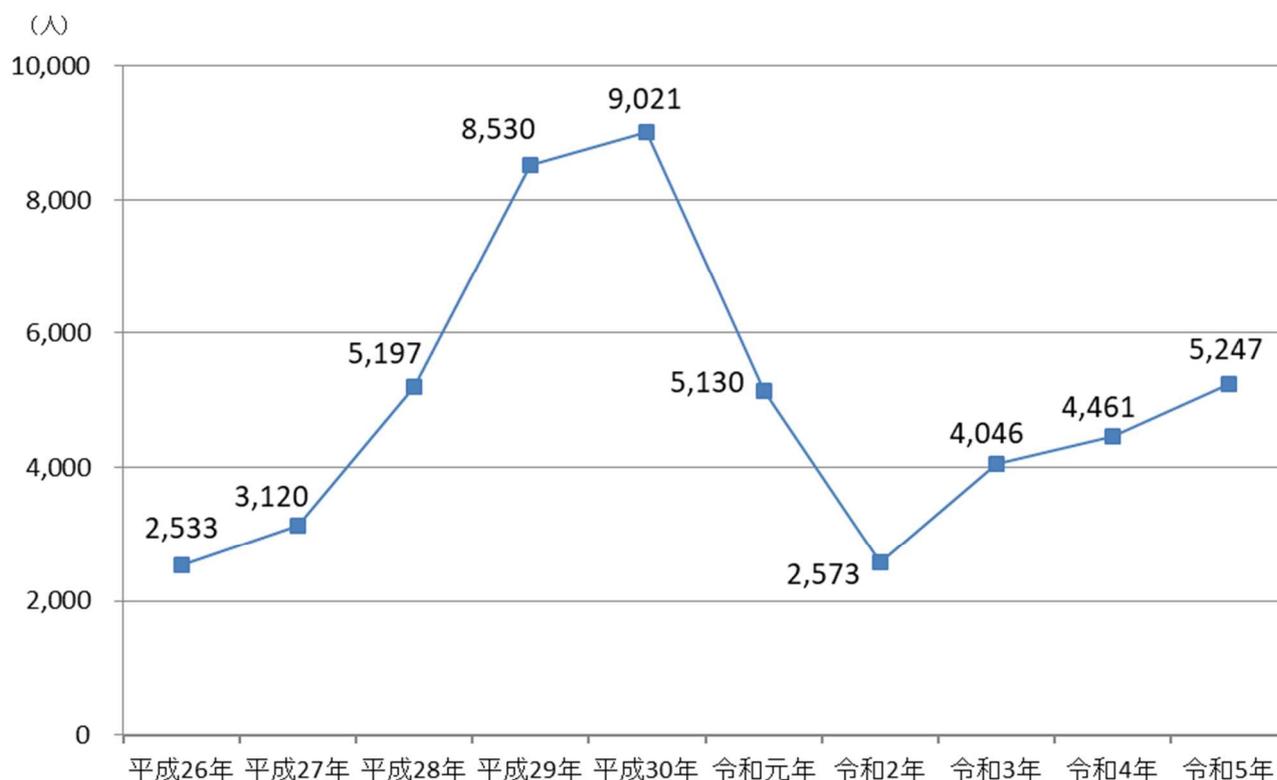
(1) 難民の認定をしない処分に対する審査請求数

ア 令和5年の審査請求数は5,247人で、前年に比べて786人(約18%)増加しました。

(注) 審査請求には異議申立てを含む。以下同じ。

表6及び図4：審査請求数の推移

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
審査請求数	2,533	3,120	5,197	8,530	9,021	5,130	2,573	4,046	4,461	5,247



イ 審査請求人の国籍は52か国にわたり、主な国籍は、ミャンマー、トルコ、バングラデシュ、カンボジア、スリランカとなっています。これら上位5か国だけで審査請求人全体の約78%、上位10か国で約94%を占めており、審査請求人の大半が特定の国籍に集中しています。

表 7 : 国籍別審査請求数の推移

(人)

令和3年		令和4年		令和5年		前年比 増減率	審査請求数全体 に占める割合
① スリランカ	1,589	① カンボジア	1,470	① ミャンマー	1,371		
② カンボジア	1,080	② スリランカ	676	② トルコ	1,208	192.5%	23.0%
③ ネパール	473	③ ミャンマー	620	③ バングラデシュ	513	46.6%	9.8%
④ パキスタン	166	④ トルコ	413	④ カンボジア	506	-65.6%	9.6%
⑤ バングラデシュ	153	⑤ バングラデシュ	350	⑤ スリランカ	503	-25.6%	9.6%
⑥ トルコ	92	⑥ インド	280	⑥ パキスタン	433	85.0%	8.3%
⑦ セネガル	88	⑦ パキスタン	234	⑦ インド	258	-7.9%	4.9%
⑧ インド	73	⑧ ネパール	153	⑧ ネパール	65	-57.5%	1.2%
⑨ ミャンマー	70	⑨ ナイジェリア	50	⑨ ナイジェリア	59	18.0%	1.1%
⑩ ウガンダ	66	⑩ セネガル	25	⑩ イラン	42	121.1%	0.8%
⑪ 中国	31	⑪ カメルーン	22	⑪ ウズベキスタン	36	1700.0%	0.7%
⑫ ナイジェリア	26	⑫ ガーナ	21	⑫ セネガル	30	20.0%	0.6%
⑬ ガーナ	21	⑬ イラン	19	⑬ ガーナ	27	28.6%	0.5%
⑭ カメルーン	16	⑬ ウガンダ	19	⑭ チュニジア	25	47.1%	0.5%
⑮ チュニジア	14	⑮ チュニジア	17	⑮ フィリピン	20	300.0%	0.4%
— その他	88	— その他	92	— その他	151	-	2.9%
総数	4,046	総数	4,461	総数	5,247	17.6%	100.0%

(2) 補完的保護対象者の認定をしない処分に対する審査請求数
令和5年の審査請求数は0人でした。

3 難民認定申請等に係る処理の状況

(1) 難民認定申請

ア 一次審査

(ア) 難民認定申請の処理数は8,184人であり、前年に比べて947人(約13%)増加しました。

その内訳は、難民と認定した者(以下「難民認定者」という。)289人、難民と認定しなかった者(以下「難民不認定者」という。)5,045人(このうち、難民とは認定しなかったものの補完的保護対象者と認定した者2人)、申請を取り下げた者等2,850人となっています。

(イ) 難民不認定者の国籍は56か国にわたり、主な国籍は、①トルコ1,191人、②ミャンマー923人、③スリランカ563人、④カンボジア557人、⑤バングラデシュ527人、⑥パキスタン450人、⑦インド286人、⑧ネパール75人、⑨ナイジェリア64人、⑩ウズベキスタン50人となっています。

(ウ) 申請を取り下げた者等の数は、前年に比べて1,218人(約75%)増加しました。主な国籍は、①トルコ494人、②スリランカ313人、③インド304人、④パキスタン301人、⑤カンボジア261人、⑥バングラデシュ260人、⑦ウズベキスタン177人、⑧中国136人、⑨ネパール82人、⑩カザフスタン64人となっています。なお、申請を取り下げた者の約63%が本邦を出国し、約11%が本邦に不法に滞在し続けています(令和6年2月1日時点)。

イ 審査請求

(7) 審査請求の処理数は3,459人であり、前年に比べて1,773人(約34%)減少しました。

その内訳は、審査請求に「理由あり」とされた者(難民認定者)14人、「理由なし」とされた者(難民不認定者)2,582人、審査請求を取り下げた者等863人となっています。このうち、審査請求を取り下げた者等の数は、処理数の約25%を占めています。

なお、審査請求において、補完的保護対象者と認定した者はいません。

(イ) 「理由なし」とされた者(難民不認定者)の国籍は43か国にわたり、主な国籍は、①ミャンマー688人、②カンボジア370人、③トルコ363人、④スリランカ270人、⑤バングラデシュ236人、⑥パキスタン183人、⑦インド167人、⑧ネパール44人、⑨ナイジェリア42人、⑩イラン40人となっています。

(ウ) 審査請求に「理由あり」とされた者(難民認定者)及び「理由なし」とされた者(難民不認定者)のうち、口頭意見陳述等期日を実施したのは384人、実施しなかったのは2,212人となっています。

口頭意見陳述等期日を実施しなかった2,212人のうち、口頭意見陳述の申立てを放棄した者は1,373人となっています。

これら審査請求に対する「理由あり」又は「理由なし」の裁決・決定に当たって、法務大臣が難民審査参与員の多数意見と異なる判断をした事案はありません。

ウ 平均処理期間

一次審査の平均処理期間は約26.6月、審査請求の平均処理期間は約9.9月となっています。

(2) 補完的保護対象者認定申請

ア 一次審査

補完的保護対象者認定申請の処理数は0人です。また、申請を取り下げた者はいません。

イ 審査請求

審査請求の処理数は0人でした。

4 難民認定者数、補完的保護対象者認定者数及び人道配慮による在留許可者数

難民認定等手続の結果、我が国での在留を認められた者は1,310人となっています。その内訳は、次のとおりです。

(1) 難民認定者数(入管法第61条の2第1項に基づく申請)

難民認定者数は、一次審査での認定者289人及び審査請求で「理由あり」とされた者14人を合わせた303人であり、前年に比べて101人増加しました。

難民認定者の国籍の内訳は、アフガニスタン237人、ミャンマー27人、エチオピア6人、イエメン・中国が各5人、イラン・ウガンダ・トルコが各3人、カメルーン・コンゴ民主共和国が各2人、ガンビア・カンボジア・シリア・スーダン・スリランカ・ソマリア・ナイジェリア・バングラデシュ・レバノン・無国籍が各1人となっています。

なお、難民認定者の認定事由は、「政治的意見」が294人、「特定の社会的集団の構成員であること」が8人、「人種」が5人、「宗教」が3人となっています。

(注) 1人の難民認定者について認定事由が複数ある場合は、その全てを計上しています。

(2) 補完的保護対象者認定者数

ア 難民とは認定しなかったものの補完的保護対象者と認定した者（入管法第61条の2第1項に基づく申請）（注）

難民認定申請をした者について、難民とは認定しなかったものの補完的保護対象者と認定した者は、一次審査で2人、審査請求で0人であり、その国籍の内訳は、ウクライナ・スーダンが各1人となっています。

（注）補完的保護対象者の認定制度が開始された令和5年12月1日以降、難民認定申請がされた場合には、難民該当性のみならず、補完的保護対象者該当性についても判断されます。また、補完的保護対象者の認定制度が開始された令和5年12月1日より前に難民認定申請がされた場合であっても、当該申請の処理が令和5年12月1日以降にされるときには、同様に、難民該当性のみならず、補完的保護対象者該当性についても判断されます。

イ 補完的保護対象者と認定した者（入管法第61条の2第2項に基づく申請）

補完的保護対象者と認定した者は、一次審査及び審査請求のいずれにおいてもいません。

(3) 難民及び補完的保護対象者のいずれにも認定しなかったものの人道的な配慮を理由に在留を認めた者

ア 難民及び補完的保護対象者のいずれにも認定しなかったものの人道的な配慮を理由に在留を認めた者（入管法第61条の2第1項に基づく申請）

難民及び補完的保護対象者のいずれにも認定しなかったものの人道的な配慮を理由に在留を認めた者は、一次審査で在留を認めた者978人及び審査請求で在留を認めた者27人を合わせた1,005人であり、前年に比べて755人減少しました。

そのうち、本国の情勢や事情等を踏まえて在留を認めた者は956人であり、その国籍の内訳は、ミャンマー920人、シリア17人、スーダン12人、アフガニスタン5人、ウガンダ・ブルキナファソが各1人となっています。

また、日本人と婚姻し、日本人の実子を監護・養育するなど、本邦での特別な事情等を考慮して在留を認めた者は49人であり、その国籍の内訳は、スリランカ9人、トルコ8人、インドネシア5人、ナイジェリア4人、ガーナ・カメルーン・ミャンマーが各3人、イラン・インド・パキスタン・ブルキナファソが各2人、ウガンダ・セネガル・中国・チュニジア・ネパール・バングラデシュが各1人となっています。

イ 補完的保護対象者とは認定しなかったものの人道的な配慮を理由に在留を認めた者（入管法第61条の2第2項に基づく申請）

補完的保護対象者とは認定しなかったものの人道的な配慮を理由に在留を認めた者はいません。

表 8 : 国籍別難民認定者数の推移

(人)

令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
アフガニスタン	16	イエメン	11	ミャンマー	32	アフガニスタン	147	アフガニスタン	237
リビア	4	中国	11	中国	18	ミャンマー	26	ミャンマー	27
イエメン	3	アフガニスタン	5	アフガニスタン	9	中国	9	エチオピア	6
コンゴ民主共和国	3	シリア	4	イラン	4	エリトリア	5	イエメン	5
シリア	3	ギニア	3	イエメン	3	カメルーン	4	中国	5
ベネズエラ	3	コンゴ民主共和国	3	ウガンダ	2	イエメン	3	イラン	3
ウガンダ	2	ルワンダ	3	カメルーン	2	ウガンダ	2	ウガンダ	3
エチオピア	2	イラク	2	イラク	1	エチオピア	2	トルコ	3
無国籍	2	イラン	1	ガーナ	1	カンボジア	1	カメルーン	2
イラク	1	ウガンダ	1	パキスタン	1	コンゴ民主共和国	1	コンゴ民主共和国	2
スーダン	1	コートジボワール	1	南スーダン共和国	1	トルコ	1	ガンビア	1
スリランカ	1	スーダン	1			リビア	1	カンボジア	1
ソマリア	1	無国籍	1					シリア	1
パキスタン	1							スーダン	1
ブルンジ	1							スリランカ	1
								ソマリア	1
								ナイジェリア	1
								バングラデシュ	1
								レバノン	1
								無国籍	1
総数	44	総数	47	総数	74	総数	202	総数	303

表 9 : 人道配慮数の推移

(人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人道配慮数	37	44	580	1,760	1,005
うち本国情勢等	10	19	525	1,712	956

表 10 : 人道配慮者数のうち本国情勢等を踏まえて在留を認めた者の数

(人)

令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
シリア	7	シリア	10	ミャンマー	498	ミャンマー	1,682	ミャンマー	920
イエメン	1	イエメン	3	シリア	6	アフガニスタン	10	シリア	17
エチオピア	1	コンゴ民主共和国	3	エチオピア	5	パキスタン	4	スーダン	12
ミャンマー	1	トルコ	2	スリランカ	5	カメルーン	3	アフガニスタン	5
		スリランカ	1	中国	4	ナイジェリア	3	ウガンダ	1
				アフガニスタン	2	ウクライナ	2	ブルキナファソ	1
				イエメン	1	エチオピア	2		
				イラク	1	イエメン	1		
				イラン	1	イラン	1		
				ウガンダ	1	ギニア	1		
				ガーナ	1	コンゴ民主共和国	1		
						トンガ	1		
						ベネズエラ	1		
総数	10	総数	19	総数	525	総数	1,712	総数	956

5 本国情勢を踏まえたミャンマー人の庇護状況

- (1) ミャンマーにおいては、2021年（令和3年）2月1日に国軍によるクーデターが発生し、各地で抗議デモが活発化しました。国軍・警察の発砲等による一般市民の死亡・負傷事案が発生し、デモに参加していない住民に対する暴力等も報告されており、情勢が引き続き不透明な状況にあることを受けて、出入国在留管理庁においては、同年5月28日、ミャンマーにおける情勢不安を理由に本邦への在留を希望するミャンマー人について、緊急避難措置として、当該措置に係る在留資格「特定活動」での在留を認めることとしました。
- (2) 当該措置に係る在留資格「特定活動」を有して在留している者は、令和5年12月末現在で、15,172人（下記（3）で在留を認めた者の一部を含む。）となっています。
- (3) 難民認定手続の結果、難民認定者は令和3年が32人、令和4年が26人、令和5年が27人となっています。また、難民とは認定しなかったものの本国の情勢や事情等を踏まえて在留を認めた者は令和3年が498人、令和4年が1,682人、令和5年が920人となっています。

6 本国情勢を踏まえたアフガニスタン人の庇護状況

- (1) アフガニスタンにおいては、2021年（令和3年）8月15日、タリバンが首都カブールを制圧し、大統領が国外へ出国するなど、情勢が引き続き不透明な状況にあることを受けて、出入国在留管理庁においては、アフガニスタンにおける情勢不安を理由に本邦への在留を希望するアフガニスタン人について、在留資格「特定活動」での在留を認めることとしています。
- (2) 上記（1）の「特定活動」を有して在留している者は、令和5年12月末現在で、248人（下記（3）で在留を認めた者の一部を含む。）となっています。
- (3) 難民認定手続の結果、難民認定者は令和3年が9人、令和4年が147人、令和5年が237人となっています。また、難民とは認定しなかったものの本国の情勢や事情等を踏まえて在留を認めた者は令和3年が2人、令和4年が10人、令和5年が5人となっています。

7 本国情勢を踏まえたシリア人の庇護状況

- (1) シリアにおいては、2011年（平成23年）3月中旬以降、各地で反政府デモが発生し、情勢が引き続き不透明な状況にあることを受けて、出入国在留管理庁においては、シリアにおける情勢不安を理由に本邦への在留を希望するシリア人について、在留資格「特定活動」での在留を認めることとしています。
- (2) 上記（1）の「特定活動」を有して在留している者は、令和5年12月末現在で、274人（下記（3）で在留を認めた者の一部を含む。）となっています。
- (3) 難民認定手続の結果、難民認定者は平成23年から令和5年までで23人、難民とは認定しなかったものの本国の情勢や事情等を踏まえて在留を認めた者は平成23年から令和5年までで98人となっています。

8 本国情勢を踏まえたスーダン人の庇護状況

- (1) スーダン共和国においては、2023年（令和5年）4月15日、スーダン国軍と準軍事組織である即応支援部隊との間で衝突が発生し、情勢が引き続き不透明な状況にあることを受けて、出入国在留管理庁においては、スーダンにおける情勢不安を理由に本邦への在留を希望するスーダン人について、在留資格「特定活動」での在留を認めることとしています。

- (2) 上記(1)の「特定活動」を有して在留している者は、令和5年12月末現在で21人(下記(3)で在留を認めた者の一部を含む。)となっています。
- (3) 令和5年における難民認定手続の結果、難民認定者は1人、難民とは認定しなかったものの本国の情勢や事情等を踏まえて在留を認めた者は12人となっています。

9 ウクライナ避難民等の受入れ及び支援

ウクライナにおいては、2022年(令和4年)2月24日のロシア軍による侵攻後、ウクライナ各地において多数の市民が犠牲となり、多くの方々が避難するなどし、その情勢は引き続き不透明なものとなっています。我が国においては、官房長官を議長とする「ウクライナ避難民対策連絡調整会議」を司令塔として、政府一体となってウクライナ避難民の円滑な受入れと生活支援等を行ってきたところです。

出入国在留管理庁においても、ウクライナにおける情勢不安を理由に本邦に在留を希望するウクライナ人等について、在留資格「特定活動」での在留を認めることとしているほか、ウクライナ避難民ヘルプデスクの設置、ウクライナ避難民受入支援担当の地方出入国在留管理官署への配置、情報提供等のためのウェブサイトの設置、身元引受先のない避難民の方々に対する一時滞在場所の提供や生活費の支給等の支援及び在留資格について柔軟な対応を執るなどウクライナ避難民への支援を行っています。

令和4年3月2日(総理による受入れ表明日)以降、令和5年12月末までのウクライナからの避難民の受入れ数は2,582人となっています。

また、上記の本国の情勢等を理由に在留資格「特定活動」で在留している者は、令和5年12月末現在で、2,072人となっています。

10 仮滞在許可の運用状況

仮滞在を許可した者は148人であり、前年に比べて89人増加しました。

仮滞在の許可を判断した人数は914人で、許可されなかった者の主な理由は、次のとおりとなっています。

表11：仮滞在が許可されなかった主な理由の内訳

(人)	
不許可理由	人数
本邦に上陸した日(本邦にある間に難民となる事由が生じた者にあつては、その事実を知った日)から6か月を経過した後に難民認定申請をしたこと	594
既に退去強制令書の発付を受けていたこと	295
逃亡するおそれがあると疑うに足りる相当の理由があること	131

(注1) 「仮滞在許可」とは、不法滞在中の難民認定申請者又は補完的保護対象者認定申請者の法的地位の安定化を図ることを目的として、不法滞在者から難民認定申請又は補完的保護対象者認定申請があつた場合に、出入国管理及び難民認定法第61条の2の4第1項に定める除外事由に該当する場合を除き、その者に仮に本邦に滞在することを許可する制度です。仮滞在の許可を受けた者については、難民認定手続中又は補完的保護対象者認定手続中は退去強制手続が停止され、收容されている場合は、收容を解かれます。

(注2) 1人の申請者について許可しなかった理由(除外事由)が複数ある場合は、その全てを計上しています。